

「新・放課後子ども総合プラン」について

1 概要

「新・放課後子ども総合プランについて」（平成 30 年 9 月 14 日厚生労働省子ども家庭局長等通知）において、これまでの放課後子ども総合プラン（以下「旧プラン」という。）や児童福祉・教育分野における施策の動向を踏まえ、放課後児童クラブ待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所確保等を内容とした、新たな放課後児童対策のプラン（以下「新プラン」という。）が取りまとめられた。

2 対象期間

平成 31 年度から平成 35 年度まで

3 新プランの目標

- ① 放課後児童クラブについて、平成 33 年度までに新たに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図るとともに、その後の女性就業率の上昇を踏まえ、平成 35 年度までに計約 30 万人分を整備する。
- ② 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万箇所以上で実施する。
- ③ 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80% を小学校内で実施する。
- ④ 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

4 今後の方向性

（1）仙台市放課後子ども総合プラン実施方針

平成 28 年 3 月に策定した仙台市放課後子ども総合プラン実施方針の期間を旧プランにおける目標の期限等を踏まえ、平成 27 年度から平成 31 年度までとしているが、旧プランにおける放課後児童クラブの受け皿整備の期限が 1 年前倒しとなったことから、当該実施方針の評価及び新プランを踏まえた新たな実施方針の策定を平成 31 年度中に検討する。

（2）仙台市すこやか子育てプラン 2015

本市では、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして仙台市すこやか子育てプラン 2015（以下「すこやかプラン」という。）を策定している。新プランにおいて、市町村行動計画に盛り込むべき内容が示されたが、すこやかプランの掲載内容及び現在の取組み状況を踏まえ、平成 32 年度を計画の始期とする新たなすこやかプランへの掲載に向け平成 31 年度中にその内容を検討する（別添参照）。